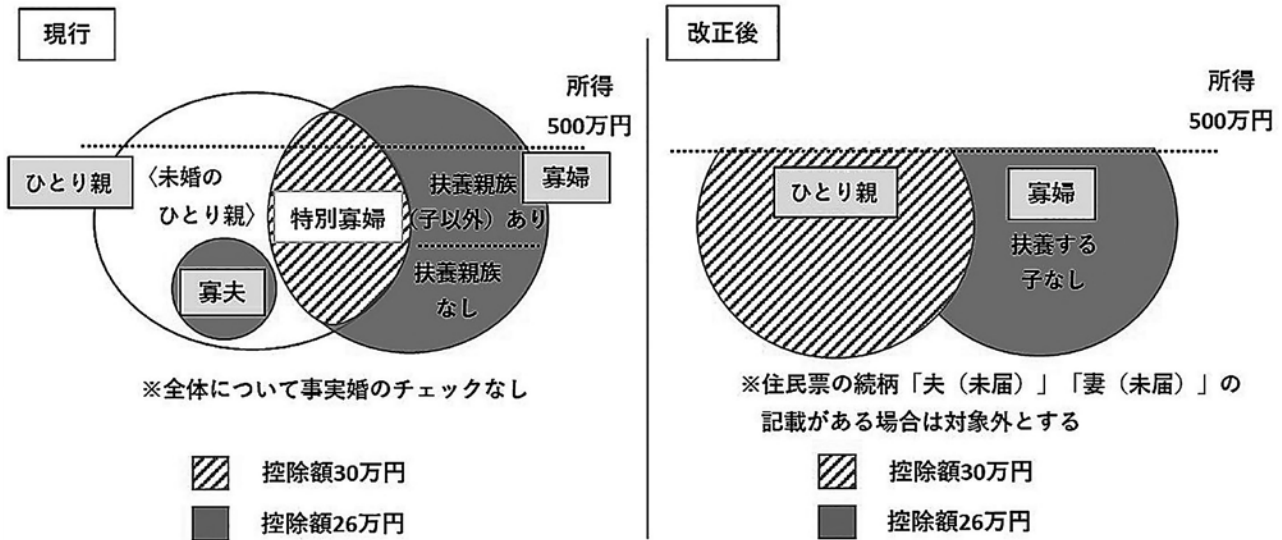


▼ひとり親控除の創設および寡婦控除の見直し



所得税・市県民税の申告

令和2年分(2020年1月1日~12月31日)の  
所得税の確定申告・市県民税の申告期間  
2月16日(火)~3月15日(月)

上記の期間中、本庁・各振興局の申告相談会場では「3密」を避ける新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施します。相当な待ち時間が予想されるため、所得税の確定申告をする方は、自宅等でのパソコンやスマートフォンによる申告をお勧めします。

詳しくは、下記の「税務署からのお知らせ」をご覧ください。

申告相談の日程や会場などについては、広報とよおか2月号でお知らせします。

申告の際の留意事項と準備【早めの準備をお願いします】

▼事前に作成が必要な書類

▽事業所得(営業、農業)・不動産所得の収支内訳書

▽医療費控除の明細書(受診者・医療機関等ごとに集計したもの)

▼次の書類は、2020年分であることを確認の上、全て持参してください。

▽給与所得、公的年金等の源泉徴収票

▽各種控除に必要な証明書類

▼次の項目に該当する方は、税務署または国税庁ホームページでの申告をお願いします。

- ①土地、建物または株式等の譲渡所得のある方
- ②青色申告の方
- ③繰越損失のある方
- ④雑損控除のある方
- ⑤住宅借入金等特別控除のある方で初年度の方
- ⑥消費税、贈与税の申告

※①から④に該当する方で、確定申告書の提出が不要な場合は除く。

税務署からのお知らせ

確定申告は自宅等で!

国税庁ホームページを利用した申告

パソコンやスマホがあれば、国税庁ホームページを利用して申告書の作成・送信ができます。

パソコン・スマホを利用した申告のメリット

- 時間が節約できる!
- 会場に行く時間・会場での待ち時間が不要
- 簡単に作成できる!
- 画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成可能
- 密を避け感染防止!

会場に向くことなく、感染リスクを軽減

e-Taxで申告できます【詳細は、左記の二次

元バーコードからご覧ください】

○マイナンバーカード方式

カードリーダーライター、またはマイナンバーカード対応のスマホがあればe-Taxでの申告が可能

○ID・パスワード方式

マイナンバーカードがなくても、ID・パスワード方式を利用してe-Taxでの申告が可能です。IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。

発行を希望する方は、近くの税務署に、運転免許証などの本人確認書類を持参してください。

《問合せ》

【所得税確定申告】豊岡税務署個人課税第一部  
門 ☎ 22-2144

【市県民税申告】税務課 ☎ 21-9045



※掲載している情報は編集時点(12月16日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。

# 令和3(2021)年度から実施

## 個人市県民税の主な改正内容

### 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ「働き方改革」を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除額・公的年金等控除額をそれぞれ10万円引き下げ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。

なお、給与所得と年金所得がどちらもあり、その合計額が10万円を超える場合、給与所得の金額から次の式で計算した金額が控除されます。

$$\text{控除額} = \text{給与所得(上限10万円)} + \text{公的年金等雑所得(上限10万円)} - 10\text{万円}$$

### 給与所得控除の見直し

給与収入が850万円を超える場合の控除額が、195万円に引き下げられます。

ただし、子育て・介護などへの配慮から、給与等の収入金額が850万円を超え、次の①から③のいずれかに該当する場合は、給与所得から次の式で計算した額が控除されます。

- ①本人が特別障害者である場合
- ②23歳未満の扶養親族を有する場合
- ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合

$$\text{控除額} = [\text{給与収入金額(上限1,000万円)} - 850\text{万円}] \times 10\%$$

### 公的年金等控除の見直し

世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限が設けられます。

また、上記の10万円引き下げに加え、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合10万円、2,000万円超の場合20万円がさらに引き下げられます。

### 基礎控除の見直し

基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。(再掲)

また、合計所得金額が2,400万円超からは控除額が次第に減り、2,500万円超で消失する仕組みが設けられます。

合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除額	43万円	29万円	15万円	0円

### 調整控除の見直し

基礎控除が消失する合計所得金額が2,500万円を超える方には、調整控除が適用されなくなります。

### 給与所得控除等から基礎控除への振替に伴う主な見直し

同じ収入であっても、合計所得金額や総所得金額等が10万円増加するため、配偶者・扶養控除等および非課税措置についての所得要件が10万円引き上げられます。

また、青色申告特別控除(65万円)・家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例における必要経費の最低保障額(65万円)が10万円引き下げられます。

なお、青色申告特別控除については、電子申告等一定の要件を満たす場合の特例があります。

### ひとり親控除の創設および寡婦控除の見直し

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、以下の措置が講じられます(右ページの図を参照)

#### ●ひとり親控除の創設

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子(他の者の同一生計配偶者または扶養親族とされているものを除き、総所得金額等の合計額が48万円以下の者)を有する合計所得金額が500万円以下の単身者について「ひとり親控除」(控除額30万円)の適用対象となりました。

#### ●寡婦控除の見直し

上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(合計所得金額が500万円以下)を設けることとなりました。

※ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外となります。

※平成31年度の税制改正は令和2年度の税制改正により見直され、児童扶養手当受給者(18歳以下の児童の父または母)に限定されなくなりました。

#### ●個人市県民税の非課税措置の見直し

ひとり親もしくは寡婦に該当し、合計所得金額が135万円以下である方は、個人市県民税の非課税措置の対象となります。

《問合せ》 税務課 ☎21-9045

※掲載している情報は編集時点(12月16日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。